

⑧二重債務問題等

■具体的な施策等

- 個人版私的整理ガイドラインの運用支援
- 日本司法支援センター（法テラス）による被災者支援事業
- 農業の復旧・復興に向けた金融支援
- 二重債務問題

個人版私的整理ガイドラインの運用支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	金融庁
節	(1)災害に強い地域づくり、(3)地域経済活動の再生	
項	④被災者の居住の安定確保、⑧二重債務問題等	作成年月
目	(ii)、(i)	平成 26 年 4 月
これまでの取組み		
☐ 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の策定・公表（個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会、平成 23 年 7 月 15 日） ☐ 個人版私的整理ガイドラインの運営主体である一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立（平成 23 年 8 月 1 日） ☐ 被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等を補助するため、「平成 23 年度東日本大震災復旧・復興予備費」10.7 億円の使用を決定（平成 23 年 8 月 19 日閣議決定） ☐ ガイドライン運営委員会が、仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべく、ガイドラインの運用の見直しを決定（平成 23 年 10 月 26 日） ☐ ガイドライン運営委員会が、自由財産たる現預金の範囲について、法定の 99 万円を含めて合計 500 万円を目安として拡張することを公表（平成 24 年 1 月 25 日） ☐ 金融機関に対し、債務者の状況を一層きめ細かく把握し、ガイドライン利用のメリットや効果等を丁寧に説明し、当該債務者の状況に応じて、ガイドラインの利用を積極的に勧めること、等の要請を実施（平成 24 年 7 月 24 日（注1）、25 年 12 月 10 日（注2）） （注1）東北財務局からも同様の要請を実施（平成 24 年 10 月 1 日） （注2）東北財務局、関東財務局からも同様の要請を実施（平成 25 年 12 月 10 日） ☐ ガイドライン運営委員会が、申出人（被災者）が、震災後に、ガイドラインの運用上、自由財産の範囲内として取り扱われる財産により不動産を購入した場合には、当該不動産を、ガイドライン運用上の自由財産として取扱うことを公表（平成 24 年 12 月 19 日） ☐ ガイドライン運営委員会が、ガイドラインに基づく運用の明確化を図る観点から、「個人版私的整理ガイドライン運用規準」を策定（平成 25 年 10 月 30 日） ☐ テレビ・ラジオによる政府広報や、金融機関等におけるポスター・チラシ等の設置、仮設住宅等への入居者へのチラシ等の配布等の周知広報を実施 ☐ 地方公共団体、弁護士会等と連携した無料相談会を実施 ☐ 住宅展示場において、地方公共団体、弁護士会、金融機関等と連携したワンストップ無料相談会を実施		
当面（今年度中）の取組み		
☐ 被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等の補助 ☐ ガイドライン運営委員会等と協力した周知広報を引き続き実施		

中・長期的(3年程度)取組み
ガイドラインに基づく申出、弁済計画の策定等を通じた私的整理が円滑に進むよう、適切に運用支援を実施。
期待される効果・達成すべき目標
☐ ガイドラインの運用支援を引き続き実施することにより、ガイドラインによる債務整理が円滑に進み、被災者の方々が新たな生活に向けて再スタートを切る一助となることが期待される。 ☐ ガイドライン運営委員会のホームページにおいて、週次で債務整理の成立件数等を公表。 ☐ なお、当該施策は民間当事者間の合意によるものであることから、定量的効果を示すことは困難。
平成25年度補正予算及び平成26年度予算における予算措置状況
☐ 被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等の補助及びガイドラインの周知広報に係る経費として合計約 2.6 億円を措置。【復興特会】

日本司法支援センター(法テラス)による被災者支援事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法 務 省
節	(3) 地域経済活動の再生	
項	⑧ 二重債務問題等	作成年月
目	(ii)	平成 26 年 4 月
これまでの取組み		
日本司法支援センター（法テラス）では、法的トラブルを抱えた方等に対し、問合せ内容に応じた最適な法制度や相談窓口に関する情報を無料で提供する情報提供業務及び資力の乏しい方を対象に無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立替えを行う民事法律扶助業務を行っている。 法テラスでは、震災発生後、法テラス・サポートダイヤル（コールセンター）、地方事務所、ウェブサイトによる通常の情報提供業務に加え、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、各地の弁護士会・司法書士会と共催で、弁護士・司法書士による無料の電話相談を実施した（平成23年10月までに全て終了）ほか、同年11月1日、法テラス・サポートダイヤルに被災者専用フリーダイヤル「震災 法テラスダイヤル」を開設し、震災に起因する法的トラブルの解決に役立つ情報を無料で提供していることに加え、同月以降、上記電話相談の内容を中心とした「法テラス・東日本大震災 相談実例 Q & A 集」を作成し、市町村を通じて被災者等に配布するとともに、ウェブサイトにおいて公表している。 また、各地の地方事務所等において、震災に起因するものを含む様々な法的紛争を抱える被災者に対し、通常の民事法律扶助による援助のほか、避難所等に赴いての巡回相談や立替金の一時償還猶予及び自己破産予納金の立替え範囲の拡大を行ってきたが、平成24年4月1日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（震災特例法）が施行され、震災当時被災地に居住していた方等であれば、東日本大震災法律援助事業として、資力の状況にかかわらず、無料法律相談が可能になり、また、震災に起因する紛争については、より利用しやすい条件で弁護士・司法書士費用の立替えが可能となった。 これに加え、被災地で増加が予想される法的紛争の解決に係る専門家の支援に対する需要に対応するため、被災地沿岸部に出張所7か所を開所した。 ① 「法テラス南三陸」（宮城県本吉郡南三陸町、平成23年10月2日） ② 「法テラス山元」（宮城県亘理郡山元町、同年12月1日） ③ 「法テラス東松島」（宮城県東松島市、平成24年2月5日）		

④「法テラス大槌」(岩手県上閉伊郡大槌町, 同年3月10日) ⑤「法テラス二本松」(福島県二本松市, 同年9月30日) ⑥「法テラスふたば」(福島県双葉郡広野町, 平成25年3月17日) ⑦「法テラス気仙」(岩手県大船渡市, 同年3月24日) 被災地出張所では, 弁護士・司法書士による無料法律相談(自動車で行う巡回出張相談を含む。)や代理援助等の受付, さらには, 各種専門家(行政書士, 社会保険労務士, 社会福祉士, 土地家屋調査士, 建築士, 税理士)による無料相談(消費者庁, 自治体と連携)を実施しているほか, 宮城県内の出張所では, 仙台弁護士会主催の震災ADRが併設され, 被災者の様々なニーズに対応している。 平成24年2月16日から, 法テラス南三陸において, 心理面接経験のある女性相談員による「女性の悩みごと相談」(内閣府男女共同参画局と連携)を実施している。平成26年4月からは, 同相談を法テラス山元及び法テラス東松島でも開始し, より地域のニーズに対応している。
当面(今年度中)の取組み 被災者の生活再建に資するため, 東日本大震災法律援助事業を始めとした現在行っている取組を継続する。 また, 日本弁護士連合会と連携し, 法テラス常勤弁護士を被災地自治体に派遣し, 現に居住する被災者や, 自主的に避難されている被災者の支援を行うことによって, 被災地域の復旧・復興の援助に貢献する。 あわせて, 消費者庁及び自治体と連携し, 被災地出張所における各種専門家(行政書士, 社会保険労務士, 社会福祉士, 土地家屋調査士, 建築士, 税理士)による無料相談を継続して実施する。
中・長期的(3年程度)取組み 現在の取組や今年度実施予定の取組を継続しながら, 被災者の法的紛争解決に係る様々なニーズを見極め, 被災者の生活再建に最良な施策を検討し実施する。
期待される効果・達成すべき目標 被災者ができるだけ早く生活再建を果たすためには, 現に抱えている法的紛争について早期に解決を図ることや, 新たな法的紛争に巻き込まれるのを予防することが必要不可欠である。

法テラスが被災者に対して情報提供を行うことで、被災者は、既に抱えている法的紛争の早期解決に役立つ情報を得ることができるとともに、法的紛争に新たに巻き込まれることを予防することが期待できる。

また、法テラスの「民事法律扶助業務」又は「東日本大震災法律援助事業」により、被災者は、弁護士等の無料法律相談や弁護士費用等の立替えを受けることができ、単独では解決できなかった法的紛争について、専門家である弁護士等の力を借りて早期に解決を図ることが期待できる。

なお、法テラスが行うこれらの業務の効果は、単に情報提供業務や民事法律扶助業務等の利用実績にのみ現れるものではなく、利用者の満足や法的紛争の予防・解決への寄与の度合い等を含めて総合的に計られるものであるため、事業実施によって期待される効果を定量的に示すことはできない。また、法テラスの業務は、利用実績が多ければいいというのではなく、利用者のニーズを的確に把握してこれに適切に対応し、法的紛争の予防・解決を通じて利用者の生活再建にいかに役立てたかを問われる業務であることから、事業実施によって達成すべき目標も定量的に示すことはできない。

以上のとおり、事業実施によって期待される効果や達成すべき目標を定量的に計ることができないことから、事業実施に当たっては、利用者のニーズ等も考慮しながら、利用者の生活再建に最大限寄与できるように努める。

平成 26 年度予算における予算措置状況

- ・ 日本司法支援センター（法テラス）による被災者支援事業
15,507 百万円の内数【一般会計・復興特会】

農業の復旧・復興に向けた金融支援				
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所				府省名
章	5 復興施策			農林水産省
節	(3)	(3)		
項	③	⑧		作成年月日
目	(ii)	(i)		平成 26 年 5 月
これまでの取組み				
○ 震災後直ちに農協等の金融機関に対して償還猶予等の条件変更を要請。 ○ 平成23年度補正予算(1次・3次)、平成24年度予算及び平成25年度予算において、農業者向け災害復旧関係資金について、一定期間実質無利子、実質無担保・無保証人での貸付け(担保や保証人を徴求する場合にあっては、融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみ徴求)を措置(平成26年3月31日現在で 4,974 件、157,256 百万円の貸付決定)。 ○ 債権の買取り等により被災事業者の支援を行う「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(事業者支援機構)」及び各県の「産業復興機構」が設立。事業者支援機構は、各県の産業復興機構と相互補完しつつ、小規模事業者、農林漁業者、医療福祉関係事業者等を重点的に支援することとされており、関係省庁やこれらの機構と連携しつつ、適切に対応。				
当面(今年度中)の取組み				
○ 平成26年度予算において、引き続き、実質無利子、実質無担保・無保証人貸付けにより新規融資の円滑化を支援。 ○ これらのほか、債権買取りの仕組み等も適切に活用し、被災農業者等が復旧・復興の取組みを円滑に進められるよう、引き続き支援。				
中・長期的(3 年程度)取組み				
○ これまで措置した施策等が被災地において着実に活用されるように努めるとともに、被災地の復旧・復興の進捗状況を踏まえ、農業経営再建のために必要な資金調達の円滑化を支援。				
期待される効果・達成すべき目標				
○ 実質無利子、実質無担保・無保証人貸付けにより、資産を失った被災農業者等の復旧・復興の取組のための資金が円滑に融通されることが期待できる。 ○ 平成26年度予算において措置した融資枠(36,300 百万円)等を目安として被災農業者等の資金調達の円滑化を目指す。				
平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況				
・農業経営の復旧・復興のための金融支援 4,625 百万円(平成 26 年度)【復興特会】				

二重債務問題		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	復興庁 経済産業省
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑧二重債務問題等	作成年月
目	(i)政府の「二重債務問題への対応方針」(平成 23 年6月 17 日)や与野党における協議を踏まえ、ワンストップ相談窓口と新たな「機構」の連携による債権買取り等の一貫した再生支援、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用支援などの各施策を政府全体として総合的に推進していく。	平成 26 年 5 月
これまでの取組み		
・被災県ごとに旧債務の買取り等の支援を行う「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」を創設。平成 26 年 4 月 25 日時点で、岩手 94 件、宮城 95 件、福島 33 件、茨城 16 件、千葉 12 件、合計 250 件の債権買取りを決定（なお、債権買取りのほか貸付条件変更等を含む「金融機関等による金融支援の合意件数」は、各県合計で 549 件）。 ・第 179 回臨時国会にて「東日本大震災事業者再生支援機構法」が平成 23 年 1 月 21 日に成立。本法に基づき、東日本大震災事業者再生支援機構が平成 24 年 2 月 22 日設立、同 3 月 5 日より業務開始。		
当面(今年度中)の取組み		
・二重債務問題の相談窓口として被災県ごとに設置された産業復興相談センター、産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構は、民間金融機関や地方公共団体等と連携し、地方公共団体が実施する復興に向けた取組み等と一体となった被災事業者の事業再生を支援するため、 － 債権買取り － 貸付条件変更に係る調整 － 事業計画の策定支援 － 事業の再生に関する専門家の派遣 － 事業活動に関する必要な助言 といった取組みを実施。 ・上記取組みについて、被災地の事業者への周知徹底に努めるとともに、金融機関に対し、両機構の積極的な活用を促進。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
上記施策の迅速かつ着実な実施		
期待される効果・達成すべき目標		
官民が連携して、被災地の復興と一体となった被災事業者の事業再生を実現		
平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況		
中小企業再生支援協議会事業 35.5 億円【復興特会】		
中小企業基盤整備機構運営費交付金 20.6 億円の内数【復興特会】		